

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～

資料 4
健康福祉部子育て支援課

検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案が令和6年通常国会で可決・成立。

制度の意義

- こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会
- 孤立感や不安感を抱える保護者の負担感の軽減
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、こどもと保護者の関係性にも良い効果
- 給付制度とすることで制度利用のアクセスが向上
- 利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる

**富里市
令和8年4月実施を目指す**

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

児童福祉法 令和7年4月1日施行

- 法律上制度化し、実施自治体数を拡充
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

子ども・子育て支援法 令和8年4月1日施行

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施（※）
 - ・国が定める月一定時間までの利用枠



こども誰でも通園制度とは、月一定時間までの利用可能枠の中で、**就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付**です。
利用対象者は、**満3歳未満のこども**であって、**こどものための教育・保育給付を受けていない者**とします。

この制度は、全てのこどもの育ちを応援し、**こどもの良質な成育環境を整備するとともに、**
全ての子育て家庭に対して、**多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する**
目的で創設されました。

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、
実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として
全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施する予定です。



○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設。【R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化】

0歳

1歳

2歳

3歳

4歳

5歳

6歳

就労要件あり

保育所、認定こども園等

※小学校就学まで

一時保育は、保護者の事情（就労、緊急保育、私的事由）による利用 1か月当たり15日

就労要件なし

こども誰でも通園制度

- ・就労要件を問わない（乳児等通園支援事業）は「こどもの発達」目的による利用
- ・月一定時間までの利用可能枠
- ・時間単位の柔軟な利用

※0歳6か月から満3歳未満を想定

幼稚園

※満3歳から小学校就学まで

小学校

※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
- ※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

- 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
 - ・自治体の判断において実施
- ※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施



○一時保育は、6か月～就学前のこどもを対象に「保護者の事情」による利用

(対象)

- (1) 非定型的保育 保護者の就労、職業訓練その他の事由により、断続的に家庭における保育が困難となる児童
- (2) 緊急保育 保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない事由により緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となる児童
- (3) 私的事由による保育 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を軽減するため一時的に保育が必要となる児童

(利用可能日数)

一時保育事業を利用することができる1月当たりの日数

- (1) 非定型的保育 15日(おおむね週平均3日)
- (2) 緊急保育 15日
- (3) 私的事由による保育 2日前

(利用料)

- (1) 3歳未満児 1日保育2,160円半日1,080円 食事代1食当たり220円
- (2) 3歳以上児 1日保育960円半日480円 食事代1食当たり270円
- (3) おやつ代 1食当たり20円

○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、6か月～満3歳未満のこどもを対象に「こどもの発達」を目的とする利用

こども家庭庁（案）

- ・ 1か月10時間利用（一人1時間当たり850円補助基準上限） 自治体判断により利用時間の設定が可能
- ・ 1時間当たり300円保護者負担
- ・ 医療的ケア児（2,400円）、障害児（400円）、要支援家庭のこども（400円）の受入れに係る補助加算措置

保育現場の捉え方としては、「保育時間の長短」の違い、乳幼児突然死症候群、アレルギー、朝の親子分離、保護者の育児負担等を把握するスキル、通常保育の連絡ノートに代わる送迎時の会話が重要である等



1. 施策の目的

- こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

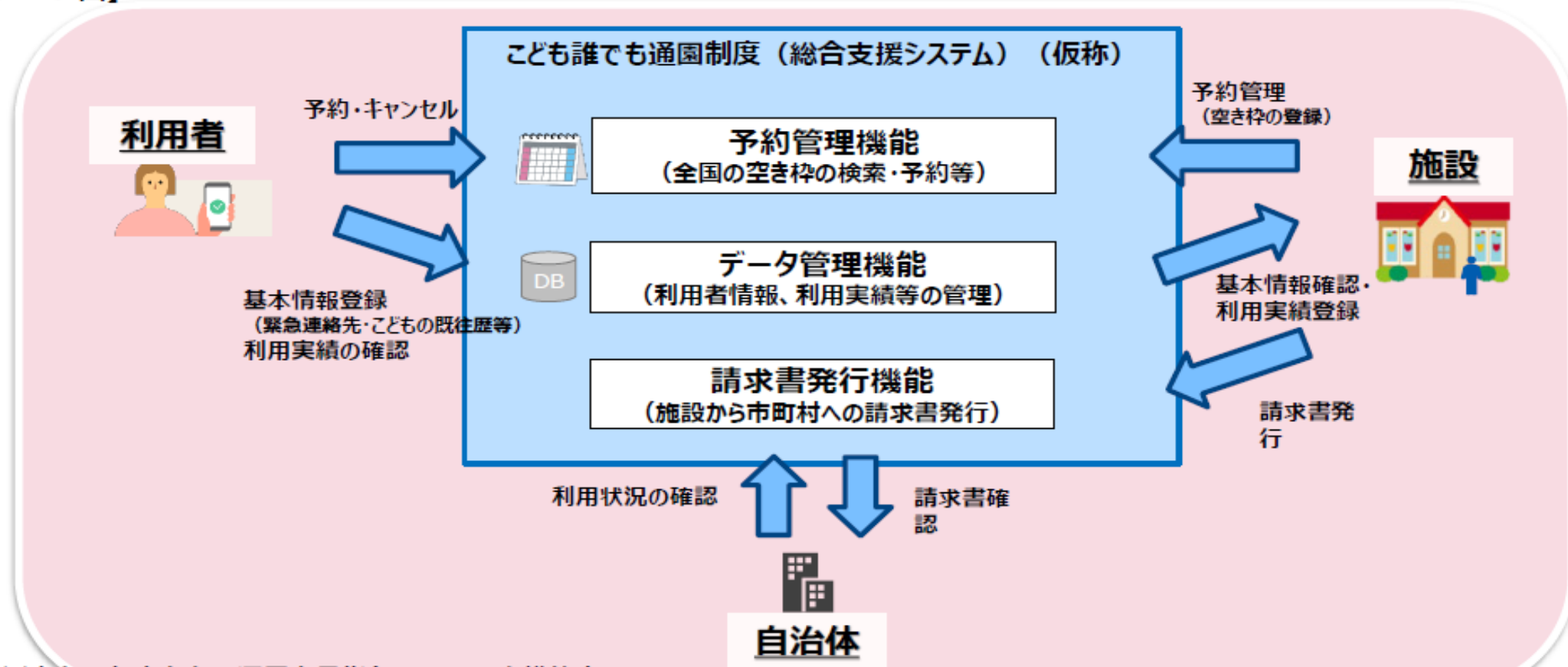
2. 施策の内容

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

- ①利用者が簡単に予約できること（予約管理）
- ②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）
- ③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【イメージ図】

富里市コメント
令和7年度に、
システム運用・認証実験を予定



※令和7年度からの運用を目指し、システム構築中